り月	22 日付け質問に対する回答	·				
	質 問		回	答		
1	福祉施設定員についての記	お見込のの	上おり			
	載は、申請要項の2ページ					
	に、再整備後と再整備前の					
	表に定員の記載があるが、					
	その中で障害者支援施設の					
	定員は28年4月の60人か					
	ら28年6月に30人に縮小					
	する。一方で、参考資料5の					
	県が想定する職員数には、					
	学園成人の施設職員数は					
	28 年度も縮小後の 29 年度					
	以降も33人で同数であり、					
	また同じ〈参考資料5の想定					
	収支では 28 年度は 29 年度					
	と福祉施設運営事業収入が					
	同額となっているので、28年					
	4月から定員は30人を想定					
	し収入を積算していると考え					
	て良いか。					
2	七沢病院エリアにあるもえぎ	申請要項	13 ページに記載の	のとおり職員宿舎	合については、県	
	寮(看護師等の独身寮 103	と指定管	と指定管理者で普通財産貸付契約を締結するものであり、			
	室)は、七沢病院が移転する	職員宿舎l	こ係る経費は指定	管理料には含ん	でいない。	
	と、取り残され治安上の課題					
	が発生するため、24 時間警					
	備委託が必要と考えるが、県					
	積算の指定管理料に含まれ					
	ているのか?					
3	県の収入積算の根拠として、	【病院】				
	年度別病院 1 日当たり利用	(1)1日当たり利用者数				
	者数(入院・外来)及び収入	6月5日付け質問1に対する回答に記載の入院患者				
	単価、福祉施設 1 日利用者	数等を稼働日数で除した人数(稼働日数:入院 365				
	数(入所・日中)及び 1 日当	日・外来 292 日)				
	たり収入単価をどう見込んで	(単位:人)			(単位:人)	
	いるのか。		平成 2	8 年度	平成 29 年度以降	
		施設	神奈川リハビリテーション病院	七沢リハビリテーション病院脳血	神奈川リハビリテーション病院	
		入院	252	管センター 90	252	
1		ノハル	232	30	232	

外来

300

30

300

(2)1日当たり収入単価

平成 25 年度実績に平成 26 年診療報酬改定を考慮し た単価により積算

(単位:千円 千円未満切り捨て・稼働日数1日あたり)

	平成 2	平成 29 年度以降	
施設	神奈川リハビリテーション病院	七沢リハビリテー ション病院脳血 管センター	神奈川リハビリテ ーション病院
入院	7,395	3,330	8,577
外来	3,187	191	3,157

【福祉施設】 施設名は現行の施設

(1)1日当たり利用者数

6月5日付け質問1に対する回答に記載の延入所者 数等を稼働日数で除した人数(稼働日数:入所 365 日・日中訓練244日)

(単位:人)

	平成 28 年度以降				
施設	七沢学園 (児童)	七沢学園 (成人)	七沢 療育園	七沢更生 ライトホーム	
入所	29.4	27.9	37.8	47.0	
日中訓練	-	32.4	-	55.8	

(2)1日当たり収入単価

平成 25 年度実績の単価を基に積算

(単位:千円 千円未満切り捨て・稼働日数1日あたり)

	平成 28 年度以降				
施設	七沢学園 (児童)	七沢学園 (成人)	七沢 療育園	七沢更生 ライトホーム	
入所	124	187	1,171	208	
日中訓練	•	315	-	353	

入所には各施設の短期入所及び七沢療育園の診療報酬 による収入も含む。

に検討していくのか。

新病院棟(仮称)、新館、学 | 再整備事業において検討していく。なお、指定管理者申請 園居住棟の名称はどのよう」に係る事業計画等の作成にあたっては、現行の施設名や現 時点の仮称を使用されたい。

料差額料金を教えてほりしい。 L1.

│新病院棟は新たな個室が設│現時点では未定である。なお、指定管理者申請に係る事業 置されるが、新たな個室の室|計画等の作成にあたっては、現在の料金により積算された

6	室料差額収入の積算内訳を	平成 27 年		草に碁	まづき算定			
	教えてほしい。	(単位:千円)						
				平成	28 年度 - │ 七沢リハヒ	žii =	平成	29 年度以降
		施設	神奈川リハ ーション病		・ しぶりハモ ション病『 管センター	完脳血		ミ川リハビリテ / ィョン病院
		金額	15	5,911		4,624		15,911
7	常勤医師予算が組み込まれ	報酬単価は	こついては	神奈	川県非常勤	脚韻の)「医	師及び歯科
	ていない診察科は従前より	医師基準報	大縣 大縣 大學	の各	経験年数区	分の平均	均額	により算定
	非常勤予算が計上されてい	(1)耳鼻	科医師(週 2	日勤務・1	名)		
	た。診療科別非常勤医師の	(単位:=	F円 千F	円未清	場切り捨ての	ため合詞	計は	符合しない)
	積算内訳を教えてほしい。	報	洲		法定福利			合計
			3,592			8		3,601
		• •		•	週1日勤務		•	
		_ (単位:=				ため合詞	計は	符合しない)
		 報酬(A)	法定福	利	1人あたり	人数(D)	合計
			(B)	_	計(C=A+B)			(C × D)
		1,796	i	4	1,800		5	9,003
8	非常勤報酬の積算内訳(職 非常勤報酬の	上記7に記	記載の医師	以外	については	、事務	局に	平成 25 年度
	種別所属別)を教えてほし	実績と同額の7,114千円を算定している。						
	l I.							
9	参考資料4の1 - (1) - ア医	平成 28 年 3 月改正を予定している。						
	療と福祉が一体となった取り							
	組み。2つ目の 「なお、28							
	年6月に・・・4月から次表の							
	とおり再整備後の機能を前							
	提とした運営を実施する」と							
	あるが、センター条例施行規							
	則で定めている施設定数の							
	改正時期はいつか。	+=+ 1 += N/ //	_ 11/ 🖂 11	, <u></u>				
10	県が想定する職員数には福							人件費積算
	社現業作業員が記載されて いないが、短礼用業作業員		が思正りる	職具	(釵)」のと	おり吊	当川埔	战員を配置し
	いないが、福祉現業作業員	ている。						
14	が削減された理由は何か。	≖±1±π/≖∃	₽₩Λ₩¤	z == +	ふ	≥ 经业1 г	Г	// 弗穆笠市
11	現在、更生ライトホームで行っている受託が使事業では							、件費積算内
	っている受託評価事業では 職業指導員が非常勤で配置	いる。	ふたり つ頃	(貝奴	()] WCa	ソ吊勤	」	を配置して
	職業指導員が非吊動で配直 されているが、次期指定管	いる。						
	でれているか、次期指定官 理費用積算にあたって非常							
	 珪貫州惧昇にのにつし非吊							

	勤職員は見込まれている	
	か。	
12	28年6月から新福祉棟に移	平成 27 年度中に検討を進めていく。検討の方法について
	転し1施設に統合されるが、	は、別途指定管理者と調整する。
	統合後の施設名称はどのよ	
	うに検討していくのか	
13	既に耐久年数越えで老朽化	物品更新については、毎年度の予算調整を経て、必要に応
	した物品を新福祉棟に移転	じて予算の範囲内で対応する。
	し使用するが、この分の更新	
	は 28 年度以降毎年計画的	
	に行われるのか?	
14	「民間では対応が困難な医	・県は、「高次脳機能障害に対する高度なリハビリテーシ
	療・福祉サービスの提供に	ョン医療、重度・重複障害を伴う脳血管疾患、合併症を
	機能を重点化」とあるが、県	抱える障害者に対する医療など」を想定している。
	としては具体的にはどのよう	・このような機能を踏まえた上で、参考資料 5 「人件費積
	なものを想定しているのか。	算内訳(県が想定する職員数)」のとおり県が想定する
	その実践のために所謂非採	必要な職員数に基づき人件費等を算定している。
	算部門が果たす役割は大き	
	いと考えられるが、人員配置	
	の面で何らかの配慮はなさ	
	れているのか。	
15	評価の視点に「現行のサー	申請要項 14 ページに記載のとおり、指定管理料は、提案さ
	ビス水準の確保」とある。現	れた金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の
	一行のサービス水準を保つた	議決を経て、年度協定において確定するため、指定管理者
	めに必要と判断された人員	が事業計画を作成するにあたり「現行のサービス水準を保
	は保証されるという考えでよ	つために必要と判断した人員」が保証されるものではな
	ろしいか。	l I _o
16	心理判定員はH28 年度 11	参考資料5「人件費積算内訳(県が想定する職員数)」に
	人に対しH29 年度は 7 人と	記載のとおり、七沢リハビリテーション病院脳血管センタ
	36%の減員となっているが、	│ −の統合による減及び神奈川リハビリテーション病院の業 │
	その算出根拠を御提示いた	務実績に応じた減による。
	だきたい。	
17	地域支援センターの名称に	県関係機関等と十分調整のうえ変更することは可能。
	ついて、「地域包括支援セン	
	ター」など、地域 センタ	
	ーといった名称の施設が市	
	中に多くあり利用者の混乱も	
	生じている。指定管理者側	
	で地域リハビリを支援する組	
	織を「地域リハビリテーション	
	支援センター」又は「神奈川	

18	県リハビリテーション支援センター」とすることは差し支えないか。 高次脳障害の方々の地域定着の支援が必要と考えているが、県の考え方を教えてほしい。(少なくとも県内の高次脳支援システムの構築が十分できるまでは継続が必要)	高次脳機能障害の支援については、高次脳機能障害支援 拠点機関において、高次脳機能障害者に対して専門的な相 談支援等を行うほか、地域の中で相談支援に従事する者等 に対する研修や事例検討会を実施するとともに、地域の相 談支援機関等に対して、支援コーディネーターが、個別支 援計画についての助言等を行っている。 県としては、高次脳機能障害支援拠点機関による市町村 や関係機関への支援によって、身近な地域で高次脳機能障 害に関する相談を受けることができる体制づくりに引き続 き取り組んでいく。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------